



連帯改善情報

高教組ニュース

2024年11月13日(水)

島根県高等学校教職員組合

〒690-0886

松江市母衣町55-2 島根県教育会館3階

TEL(0852)21-0841 FAX(0852)21-0375

産業教育手当見直し決定

月額給与の5%を支給の方針

11月8日、教育長交渉において、産業教育手当を実習1時間当たり300円から月額給与の5%を支給する方向で検討を始めたという回答を得ました。今後、知事との話し合いを経て議会で承認されれば支給が決定します。

高教組は教育長に対して、以下のように要望していました。

産業教育手当は、手当創設時の趣旨として高度な技術を持つ人材の確保と産業教育の振興を図ることを目的に支給されるものである。他の自治体は、趣旨を理解して定率・定額で支給しており日額方法は島根県だけである。長期休業中も新学期に向けて機械の修理、農場管理、動物の飼育等を行っており、手当の趣旨を理解して他県と同様に定率あるいは定額とすること。また、実習を伴う授業1時間当たり300円という支給方法は、教員の毎月の申告および管理する管理職の負担が非常に大きく、働き方改革とも逆行している。働き方改革という側面からも支給方法を見直されたい。

これに対し、教育長から以下のような回答を得ました。

産業教育に従事する教員の人材確保が困難であること、日額実績支給のため、職員毎日の申請手続きや管理職の決裁など事務負担が大きいこと、他の都道府県の支給方法は月額支給だが、当県のみ日額実績支給であること等総合的に勘案し、手当の支給を月額支給(定率)とする方向で検討している。

交渉の中で教育長より5%の提示がありました。また、申請手続きや管理職の決裁など事務負担に全教職員が要する時間年間470時間削減されます。しかし、支給率5%は全国的に見ても高い方ではなく、削減された470時間は島根県以外では発生しない勤務時間です。ただ、組合からの要望において手当や制度が改善されたことは、大きな意味をもちます。今後は5%から更なる上昇を目指して要望を続けていきます。

今回の決定は、労働組合がなければ、交渉も行われず実現しなかったものです。組合員の皆様のご支援ご協力に感謝いたします。また、現在、教職調整額13%の実現に向けて、島根高教組は、上部団体の日本高等学校教職員組合を通して、文科省、財務省、総務省等と交渉を続けています。引き続きよろしく願いいたします。



連帯 改善 情報

高教組ニュース

2024年10月17日(木)

島根県高等学校教職員組合

〒690-0886

松江市母衣町55-2 島根県教育会館3階

TEL(0852)21-0841 FAX(0852)21-0375

【速報】人事委員会勧告

年間平均 189,846円* の大幅アップ

※行政職 平均年齢 41.8歳

月例給：2.65% (9,337円) の引き上げ

期末・勤勉手当：0.10月分の引上げ

昨年同様、月例給は、30代前半までは20,000円台の大きな恩恵があります。40代後半からは、月例給が月3,000円～4,000円のアップとなります。

ボーナスは、0.10月の引上げとなり、3年連続で縮めてきた国との格差解消は見送られ4.40月分となります。依然、国や他県と比較して低い支給率です。

長距離通勤については「通勤実績に応じた適切な支給及び管理がなされるよう対応する必要がある。」と勧告され、通勤距離が60km以上の高速料金、特急料金の往復支給の実現が期待されます。

「産業教育手当」「定時制通信教育手当」について、「昨今の教員確保の状況や他の都道府県の状況等を踏まえ見直しを行う必要がある。」と勧告され、手当の見直しに向けた議論が本格的に行われることが予想されます。

勧告の実現に向け、関係団体に対し、引き続き、要請、交渉を行います。